

成年後見制度 ○×クイズ Vol.1

*クイズの正解は2ページと3ページの欄外です。

第1問

成年後見制度には2種類ある？

第2問

本人の友人も成年後見制度(法定後見)の申立人になることができる？

第3問

成年後見制度(法定後見)の申立手続きは申立人の住所地を管轄する家庭裁判所であればよい？

第4問

成年後見制度(法定後見)の申立ては診断書を提出しなくてもできる？

第5問

成年後見制度(法定後見)の種類は「後見」と「補助」の2つだけ？

第6問

成年後見制度(法定後見)の申立てをした後は正当な理由がなければ取り下げができない？

参考文献：最高裁判所「成年後見制度—利用をお考えのあなたへ—」



今回のクイズは成年後見制度の申立手続き編です！
次回もお楽しみに！

松江市権利擁護推進センター 令和6年度の実績

(1) 相談件数と延べ対応回数

	新規	継続	延べ対応回数
合計	165	27	276

(2) 新規相談内容の内訳(重複あり)

相談内容	相談件数
成年後見制度の相談	83件
日常生活自立支援事業	36件
金銭管理の相談	20件
成年後見制度の申立支援	12件
高齢者あんしんサポート事業	10件

(3) 受任者調整件数

受任者調整件数	28件
---------	-----

相談件数の第1位は成年後見制度に関するご相談、第2位は日常生活自立支援事業に関するご相談となりました。この傾向は前年度までと同じです。



編集後記

今号では、田原市民後見人さんへのインタビューを行いました。田原さんは、ご本人(成年被後見人さん)の最期が近づいたとき、疎遠となっていたご親族との再会の実現に力を尽くされたのですが、その際の数々のエピソードを伺って、市民後見人による支援とは、法的な手続きに留まらず、人生の大切なつながりを守るものなのだと、深く心を打たれました。田原さんのお話が、読者の皆さんにとっても支援のあり方を考える契機になれば幸いです。

(中村)

成年後見制度と権利擁護に関するご相談や出前講座のご依頼は下記までお気軽にお問い合わせください。

松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター

TEL : 0852-27-8389

Mail : mamoru@shakyou-matsue.jp

〒690-0852 松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター3階



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まもるくん

まもる

第8号 2025.6

発行元 松江市権利擁護推進センター

TEL 0852-27-8389 FAX 0852-67-1330

Mail mamoru@shakyou-matsue.jp

〒690-0852 松江市千鳥町70番地

松江市総合福祉センター3階

しらゆり会さん主催の「第25回介護等講習会」に参加しました！

去る令和7年1月23日、社会福祉法人しらゆり会さん主催の第25回介護等講習会が同会統括事務局の研修室において開催され、松江市権利擁護推進センターの職員2名が講師として登壇しました。当センターの清水相談員からは、松江市権利擁護推進センターの紹介に続いて、地域の権利擁護支援の基本的な考え方や成年後見制度の概要についてお話をさせていただきました。また、現役の市民後見人としても活動する中村相談員からは、市民後見人の意義や市民後見人が誕生するまでの流れのほか、市民後見人の実際の活動などについてもお話をさせていただきました。



しらゆり会さんの「介護等講習会」は、地域住民の皆さんや一般事業者の方々を対象として、介護技術や保険・衛生等に関する知識の学びの場として長年に渡り開催されてきた歴史ある研修会です。

講習会の当日、会場にはおよそ40名の方が参加され、講師の話しに真剣に耳を傾けてくださり、また、熱心なご質問も多数いただきました。

松江市権利擁護推進センターでは、引き続き地域の権利擁護支援に関わる皆さんとの学びや交流の機会を大切にしていきたいと考えています。

講習会に参加された皆さんから寄せられたコメント

- 権利擁護や市民後見人について知ることができてよかった。
- 初めての聞くことが多かったが、よく理解できた。
- 後見人には特別な資格(国家資格)が必要だと思っていたので、正確なことがわかってよかった。
- わかりやすい講習で、自分も市民後見人の講習を受けたいと思った。
- DVDを使っの説明が分かりやすく、とても勉強になった。
- 今後の職務に生かしていきたいと思った。
- 家族や自分自身が将来制度を利用する場面が出てくると思った。
- テンポが良く、わかりやすい説明だった。
- 資料や動画でイメージがしやすく、わかりやすかった。
- 説明がわかりやすく、成年後見制度があることを知ることができて参考になった。
- など

社会福祉法人しらゆり会 救護施設・泉の園の常松施設長様からもコメントをいただきました！

大変有意義な講演をしていただき、参加者からも「知ることができて良かった」「とてもわかりやすかった」という声が寄せられました。福祉に従事する職員として、今後の仕事にも活かし、また、広めていくことができればと思っております。

特集 市民後見人さん&後見監督人さんへのインタビュー

今回は、市民後見人として活動しておられる田原竜平さんと、市民後見人の監督業務を担当する松江市社会福祉協議会生活支援課の和田相談員へのインタビューをお届けします。

聞き手は松江市権利擁護推進センターの清水相談員です。

清水 田原さんが市民後見人等養成講座を受講しようと思われたきっかけについてお聞かせください。

田原 家族が事故に遭って障がいがあり、将来の不安への対応を模索していたときに成年後見人の存在を知り、いろいろと情報収集をしていたのです。ちょうどその頃、市報を見て市民後見人の養成講座が開催されることがわかり、受講を決めました。(ノ)



左から順に、松江市社会福祉協議会生活支援課和田相談員、田原市民後見人、松江市権利擁護推進センター清水相談員。

田原 Mさんのお姉さんが遠方から面会に来てくださって、20数年ぶりの姉弟の再会が実現しました。お姉さんも涙ぐみながらMさんに声をかけておられたのですが、これまで意思表示のなかったMさんが今までに見せたことのないような表情をされ、目元には涙があふれているのを見て、やはり意思表示はできなくても、話しかけたことは聞こえており、理解されていたのだと思い、感動しました。

清水 田原さんの市民後見活動に後見監督人として関わられた松江市社協生活支援課の和田相談員にもお話を伺います。田原さんの後見活動のなかで特に印象に残っているエピソードがあればお聞かせください。

和田 私は、監督人の立場から市民後見人としての田原

清水 Mさん(ご本人)とのつながりを深めるために工夫されたことはありますか？

田原 Mさんは意思表示が難しい状態だったので当初はどう接すればよいかわかりませんでした。ですが、自分の家族が入院した際に「意思表示はできなくても話しかけたことは聞こえている」ということを学んでいたもので、訪問時にはできるだけ話しかけるようにしていました。Mさんは競馬が好きだったらしいと知ってからは、少しでも刺激になればと思いスポーツ紙の馬の写真等を見せてあげるようにもしました。また、寝たきりで拘縮が進んでいたのも、週に1度のマッサージを導入して拘縮の進行予防にも努めました。

清水 Mさんの支援活動のなかで、心に残っているエピソードがあればお聞かせください。田原さんは、Mさん姉弟の久々の再会に尽力されたと伺っております。(ノ)

さんの活動を拝見していて、市民後見人の存在意義についてあらためて考えさせられました。田原さんは、ご本人の好きなことはなにか、ご本人の意図はどこにあるか、そういったことをひとつずつ察しながら動いていく。ご本人と同じ立場で本当の意味で寄り添うことができる、それこそが市民後見人の強みのだと痛感しました。

清水 無事にMさんを見送られたことで、田原さんの市民後見活動も大詰めを迎えていると思います。今のお気持ちをお聞かせください。

田原 なによりもまずMさんのご冥福を祈る気持ちであります。今回の市民後見活動を通して成年後見制度について知ることができました。Mさんの意思を想像し、



田原さん

考えながら、Mさんに代わって決定しなければならない場面もありましたが、その決定が正しかったのかどうか不安になることもありました。

ですが、後見監督人さんをはじめ、家庭裁判所や関係者の方々からご意見をいただくことによってここまでやっていくことができたと思っています。本当に感謝しています。

清水 最後に、田原さんから、市民後見活動に関心を持っている人、これから市民後見人をめざそうと考えておられる人へのメッセージをお願いします！

田原 今後、ご高齢の方を含め、市民後見人の支援を必要とする方が増えてくると思います。市民後見人の活動は、その名称から連想されるような難しいものではありませんし、困ったときには後見監督人や家庭裁判所の方が相談にのってくれます。興味のある方は、ぜひ安心して挑戦していただきたいです。

清水 田原さん、和田さん、今日は本当にありがとうございました！



市民後見人・田原竜平さん

令和2年9月に松江市市民後見人等養成講座(実務講座)を修了。令和2年11月より日常生活自立支援事業生活支援員として活動開始。令和4年8月、松江市市民後見人(成年後見人)に選任される。

令和7年度

松江市市民後見人等養成講座＜基礎編＞開催のお知らせ

「市民後見人」とは、市民としての素朴な目線と感覚を大切にしながら、認知症や知的障がい・精神障がいなどがあることによって判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して尊厳ある暮らしを続けることができるように守り支える、地域における権利擁護支援の重要な担い手です。
あなたも市民後見人をめざしてみませんか？



令和6年度 市民後見人等養成講座＜基礎編＞のひとコマ

日程 令和7年 **1日目** **2日目** **3日目** **の全3日間**
8月23日(土)・8月30日(土)・9月6日(土)
9:30～15:00(予定) 9:30～16:00(予定) 9:30～15:30(予定)

会場 松江市総合福祉センター 4階教養室
(松江市千鳥町70番地)

対象者 ◆ 松江市内にお住まいの20歳以上の方
◆ 成年後見制度に関心をお持ちの方
◆ 3日間の全日程を受講可能な方

申込先 電話・FAX・メールにてお申込みください。
電話：0852-27-8389 Fax：0852-67-1330
メール：mamoru@shakyoku-matsue.jp

申込締切 令和7年8月1日(金)

受講料 無料

先輩のみなさんの状況は…
市民後見人バンク登録者 28名
市民後見人活動者 7名
となっています(令和7年3月末現在)。
今年度も市民のみなさんの
たくさんのご参加を
おまちしています！



まもるくん